

厚木市立図書館障がい者サービス実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、図書館において実施する障がい者サービス（以下「障がい者サービス」という。）の内容、手続等について必要な事項を定める。

(内容)

第2条 障がい者サービスは、次のとおりとする。

- (1) 朗読サービス
- (2) 郵送サービス
- (3) 視覚障がい者用録音資料の貸出し
- (4) 点字図書の貸出し
- (5) 布の絵本の貸出し
- (6) マルチメディアデジターの貸出し

(対象)

第3条 障がい者サービスを受けることができるものは、次の表のとおりとする。

区 分	対 象
朗読サービス 視覚障がい者用録音資料の貸出し 点字図書の貸出し	厚木市立図書館条例施行規則（令和6年厚木市規則第3号。以下「規則」という。）第7条に規定する者で、身体障害者手帳（視覚障がいに限る。）の交付を受けているもの
郵送サービス	規則第7条に規定する者で、身体障害者手帳の交付を受けているもの
布の絵本の貸出し	規則第7条に規定する者で、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けているもの
マルチメディアデジターの貸出し	規則第7条に規定する者で、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けているもの 市内に所在する小・中学校の特別支援学級

(登録)

第4条 障がい者サービスを利用しようとする者は、「障がい者サービス登録申込書」を提出し、登録を受けなければならない。この場合において、登録の有効期間は、登録の日から翌々年の3月31日までとする。

- 2 団体貸出等を利用しようとする団体は、「団体貸出登録申込書」を提出し、登録を受けなければならない。この場合において、登録の有効期間は、登録の日からその年度末とする。

(朗読サービス)

第5条 朗読サービスに用いる資料は、原則として厚木市立図書館が用意する。

- 2 利用申込みは、利用する日の30日前から3日前までに、口頭、電話又は文書により行うものとする。

- 3 利用時間は1人1日当たり4時間以内とし、利用回数は1人1週間当たり2回以内とする。
 - 4 朗読サービスは、中央図書館の朗読サービスルーム又は録音室で行うものとし、朗読時間は、中央図書館3階部分の開館時間内とする。
 - 5 朗読者は、職員又は障がい者サービス協力者とする。
(郵送サービス等)
- 第6条 第2条第2号に規定する郵送サービスによる図書館資料の貸出申込みは、口頭、電話又は文書により行うものとし、貸出期間は、貸し出した日の翌日から起算して4週間以内(郵送期間を含む。)とする。
- 2 第2条第3号に規定する視覚障がい者用録音資料の貸出点数は、厚木市立図書館所蔵資料について10タイトル以内とし、貸出期間は、貸し出した日の翌日から起算して4週間以内(郵送期間を含む。)とする。
 - 3 第2条第4号に規定する点字図書の貸出点数は、厚木市立図書館所蔵資料について30冊以内とし、貸出期間は、貸し出した日の翌日から起算して4週間以内(郵送期間を含む。)とする。
 - 4 第2条第5号に規定する布の絵本及び第6号に規定するマルチメディアデバイスの貸出点数は、各々5タイトル以内とし、貸出期間は、貸し出した日の翌日から起算して2箇月以内とする。
 - 5 貸出し又は返却の方法は、郵送又は持参とし、郵送料は図書館が負担する。この場合において、移動図書館及びオンラインネットワークで結ばれた公民館図書室へ返却することができる。

附 則

この要綱は、平成13年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。